

資料 3

## 吉羽委員提出資料

2010年12月1日

## デジタル雑誌配信権利処理ガイドライン

- 1 本ガイドラインは、(社)日本雑誌協会加盟社が発行する雑誌における、雑誌製作に参加する作家、写真家を含むすべての著作者の著作権の取り扱いについて定める。また、本ガイドラインは、事前に作家、写真家を含むすべての著作者に告知され承諾を得ることにより、雑誌発行社と作家、写真家を含むすべての著作者との間の契約を構成するものとなる。
- 2 本ガイドラインにおける「雑誌」とは、印刷物として刊行されるものの他、その全部または大部分を電子的媒体により送信するもの、及び当該雑誌の表題を冠して雑誌中の記事(写真等を含む)を電子的媒体により送信するものをいう。電子的媒体による送信は、印刷物のレイアウトを再現しない形式のものを含むが、雑誌表題が出典表示にとどまるものは含まれない。
- 3 前条の具体的な利用状況については、雑誌発行社は、可能な限り作家、写真家を含むすべての著作者に、事前に周知されるよう努める。
- 4 前2条の電子媒体による送信には、当該雑誌発行社が自ら行うものの他、雑誌発行社から許諾された第三者によるものを含む。
- 5 雑誌編集部から、当該雑誌のために新たに発注される記事・写真等の著作物については、特段の取り決めがない限り、以下の範囲において著作者から雑誌発行社に対して下記の期間に限定した譲渡の形式で、その利用がゆだねられるものとする。第三者に対する再譲渡は行われない。

①期間	刊行間隔の倍の期間かつ1か月以上3か月内	(首都圏発売日の翌日起算)
例)	週刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌	1か月
	月刊誌・隔月刊誌	2か月
	季刊誌	3か月

②対象となる権利 複製権(法21条)、譲渡権(26条の2)、翻案権(27条ただし外国語への翻訳・翻案のみ)、公衆送信権・送信可能化権(23条)
- 6 前条の利用については、雑誌発行社は、著作者人格権(氏名の表示、同一性保持)に関し、印刷物での利用と同様に必要な配慮を行うものとする。
- 7 著作権者が、第5条①の期間内に、雑誌以外での著作物の利用を希望し、雑誌発行社が同意する場合は、第4条及び第8条の規定にかかわらず、著作権者は当該著作物の利用を行うことができる。
- 8 上記著作物の、雑誌における利用の対価は、原稿料等として一括して支払われるものとし、第5条の期間内の利用に対しては、特段の取り決めがない限り、追加の利用料支払いは発生しない。
- 9 第5条①に定めた期間の経過により、著作権は当然にすべての著作者のもとに戻る。雑誌発行社が電子媒体における利用の継続を希望する場合は、その具体的な内容や対価などについて、別途協議するものとする。
- 10 本ガイドラインの規定は、従来の印刷物における慣習に影響を及ぼすものではない。また、電子的媒体における利用は、現在まだ定着しているとは言えず、その形態の変化も激しいことが予想されることに鑑み、本ガイドラインは、日本雑誌協会及び著作者等の関係者により、定期的に見直しを行うものとする。

2010年12月1日

## デジタル雑誌配信の権利処理ガイドラインの趣旨について

本ガイドラインは、日本雑誌協会が日本文藝家協会、日本写真著作権協会に提案し、両協会の賛同を得て、共同提案するものです。3団体ではそれぞれのホームページに、このガイドラインを公知いたします。

日本の雑誌出版界は、これまで多くの作家、写真家はじめ著者関係者の皆さんとともに歩み、世界で屈指の雑誌市場を形成し、豊かな雑誌文化を育んできました。日本には3000種類以上の雑誌があります。雑誌の最大の特徴は多様性です。多様な雑誌が、多くの読者に支えられて存立している国は、寛容で豊かな国、といわれています。それは、様々な考え方、見方を、それぞれの出版社、編集部の責任で、雑誌を通じて伝えるメディアであり、その国の多様性、文化の豊饒さのひとつの物差しと考えられているからでしょう。

こうした雑誌の本質的な特性は、これからも変わらない、変わってはいけないのではないかと考えられます。作家、写真家を含むすべての著作者の皆さんのが作品を生む根源的な創作への心のありよう、いわば内的な衝動が原動力にあること、その動機も変わらないと思います。

その一方、デジタルネット環境の浸透、新端末の登場等によって雑誌を取り巻く環境は大きく変わっています。こうした変化の中で、これからも「雑誌の場」を維持、発展させていくためには、出版社が主体となり、新しい技術を活用、融合して、新たなモデルを雑誌に参加する作家、写真家を含むすべて著作者の皆さんとともに創出していくことが必要です。そのための環境づくりのひとつが、このガイドラインです。

したがって、日本雑誌協会、日本文藝家協会、日本写真著作権協会の3団体に所属する出版社、作家、写真家を含むすべての著作者の皆さん、さらにより多くの雑誌出版に係る皆さんに、このガイドラインの趣旨を、ご理解をいただき、未来の雑誌の場を、ともに築いていくことができれば幸いです。

日本雑誌協会が提案した本ガイドラインは、雑誌が印刷物としての販売とともに、デジタル配信されていく状況が一般化することが予想されることにかんがみ、雑誌と雑誌づくりに参加するすべての関係者の権利処理を可能な限り、簡易迅速に行う必要があるとの認識を共有するところから始まりました。

雑誌協会加盟各社は、雑誌ごとにこのガイドラインに準拠した取り決めを、作家、写真家と結ぶことが望ましいと考えます。

本ガイドラインが対象とするのは、外部に著作権が存在する場合であり、職務著作とされる場合や厳密な意味での買取が行われる場合は対象外になります。また本ガイドライン自体に法的拘束力はありません。

雑誌出版社が仕事を依頼する際に、本ガイドラインに準拠するという提案を行い、それに対して作家、写真家を含むすべての著作者の皆さんのが承諾をして初めて効力が発生します。本ガイドラインに、すべての関係者が従わなければならないものではありませんが、多くの出版社、作家、写真家を含むすべての著作者が本ガイドラインに準拠した権利処理に合意できれば、出版社は安定した権利関係のもとで、新しいデジタルネット環境での「雑誌の場」の創出に専念することが期待できますし、そうする必要があると考えます。

なお、本ガイドラインは雑誌の電子的配信のビジネスモデルが未成熟な段階のものであることを前提としており、市場動向の推移などを見ながら見直していきます。

2010年12月14日

報道機関各位

社団法人日本書籍出版協会

理事長 相賀 昌宏

社団法人日本雑誌協会

理事長 上野 徹

一般社団法人日本電子書籍出版社協会

代表理事 野間 省伸

デジタルコミック協議会

理事長 入江 祥雄

アップル社「アップストア」におけるデジタル海賊版の問題について

既に報道されている通り、アップル社の「アップストア」サービスにおいて、明白な著作権侵害行為が横行しています。最近でも村上春樹氏、東野圭吾氏など著名作家の作品が違法に配信され、また違法に電子化された大量のコミックスを自由に閲覧できるアプリケーションも配信されています。

このような「デジタル海賊版」の配信に対して、著者・出版社はアップルの日本法人または米国のアップル本社に対して削除を要請してきましたが、一部は削除されたものの、今なお大半の違法配信が継続されています。

私たち4団体はこの問題に関し、アップル社に重大な責任があると考えています。

まず、アップル社は、「アップストア」に提供されるアプリケーション等の著作権はその提供者が著作権者との間で解決すべき問題であるとしています。しかしながら、デジタル海賊版の提供者はもともと確信犯であり、権利処理を行う意思など初めから有していないのが実情です。アップル社が明白な著作権侵害物を配信することは、違法行為の帮助であり、それ自体が違法と判断せざるを得ません。

問題となっている「デジタル海賊版」はいずれも書籍のスキャニングによって複製されたものであり、著者もしくは出版社が提供者でない限り、その適法性は強く疑われるべきものです。アップル社としては、著作権処理の事前チェックは不可能であり行うつもりはないと主張している旨が報じられていますが、著作等の内容についての事前審査は行いながら、明白な著作権侵害行為をチェックできないとは、到底納得できかねる説明です。

加えて、アップル社は「デジタル海賊版」に対する削除要請窓口、削除手順も未だ明

示していませんし、一部削除されたものについても誰のどのような判断によって行われたのかを明らかにしていません。さらにアップル社はこの違法配信によって直接に利益を得ているにもかかわらず、「デジタル海賊版」の販売データの開示も行っていません。

デジタル・ネットワーク技術の進展によって、海賊版の制作・販売が極めて容易になっている現状では、「デジタル海賊版」に利用される恐れがある配信事業者には、その防止策の構築や情報の開示に重大な責任があります。以上のような事態に鑑み、私たちはアップル社に対し、早急に「デジタル海賊版」に関する情報の開示と防止策の構築に着手することを求めます。出版社側の協力が必要であれば、私たち4団体としてサポートを惜しむものではありません。むしろ同じテーブルを囲み、ともにデジタル・ネットワーク時代の新たなルール作りに取り組んでいきたいと考えています。アップル社の責任ある対応を改めて強く要請します。

以上

◎本件に関する問合先

日本書籍出版協会・調査部（樋口・川又）

Tel. 03-3268-1303

Fax 03-3268-1196

research@jbpa.or.jp

2010年12月14日

アップルジャパン株式会社 御中

社団法人日本書籍出版協会

理事長 相賀 昌宏

社団法人日本雑誌協会

理事長 上野 徹

一般社団法人日本電子書籍出版社協会

代表理事 野間 省伸

デジタルコミック協議会

理事長 入江 祥雄

### アップストアにおけるデジタル海賊版対策に関する協議申し入れ

我々4団体は、表記の問題に関し、貴社との協議を行うことを申し入れます。

新聞等でも大きく報じられた通り、貴社のサービスであるアップストアにおける「デジタル海賊版」問題は、日本の出版社として決して見過ごすことができない重大な問題です。既に個々のケースに関し出版社から貴社に対し様々な要請が行われていますが、全出版社に共通する問題として、我々としても改めて貴社に対し「デジタル海賊版」に関する情報の開示と防止策の構築を強く求めます。

貴社はこれまで、出版社各社からの要請に対し、「アメリカのアップル本社に伝えます」「アップル本社で検討します」といった回答を繰り返されているようですが、日本国内で日本の読者に対し日本語の電子書籍等を提供するサービスを行っている以上、日本国内法人である貴社が責任のある対応を行うべきであると、我々は考えます。

つきましては、貴社におかれては、速やかに責任ある協議を行うことができる体制を整え、我々との協議に応じることを求めます。本書面到達後一週間以内に、我々4団体に対し、協議申し入れへの回答をお願いします。無回答の場合は、貴社に誠意ある対応を行う意思がないものとみなします。

以上

◎本件に関する問合せ先 日本書籍出版協会・調査部（樋口、川又）

Tel. 03-3268-1303 Fax 03-3268-1196 higuchi@jbpa.or.jp